

## 民間企業との共同研究による研究成果の取扱いについて

2022年4月1日

神戸大学（以下、「本学」）と民間企業（以下、「パートナー企業」）との間で共同研究を実施して得られた研究成果（発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物を含む一切の技術的成果）のうち、特に発明及び発明から得られる権利の取扱い等、本学としての基本的な考え方を説明いたします。

### （１）共同研究経費について

パートナー企業にご負担いただく「共同研究経費」は、共同研究実施のための必要経費であり、「共同研究経費」には研究成果の使用・利用に係る対価は含まれておりません。

共同研究の実施においては、本学も教職員等の人件費や既存の研究設備の維持・充実に係る費用を負担しております。従いまして、共同研究がパートナー企業からの「共同研究経費」のみで実施されているものではないことにご留意願います。

### （２）学生の取り扱いについて

学生と本学との間に雇用関係がないため、本学は学生に対して、当該共同研究契約の履行義務を強制できません。そのため、学生が共同研究に参加する場合には、秘密保持等に係る誓約書の提出を必須としており、当該誓約書の内容を遵守するように教育指導を行っております。大学は教育機関であることをご理解ください。

### （３）研究成果の帰属について

研究成果は、双方それぞれが有する技術を用いて共同で生み出されるものですので、原則としてパートナー企業と共有とさせていただきます。研究成果の中でも知的財産権に係る発明については、発明への貢献度により権利の持分を決定させていただきます。

なお、相手方研究者の関与なしに、かつ、相手方から提供された秘密情報に依ることなく単独で創出した発明については、単独発明として、当該当事者が単独で所有し、単独出願することができることにしております。（出願前に相手方の同意を必要とします。）

### （４）研究成果の使用（実施）について

本学は研究成果を使用し、自ら商品化あるいは事業化することができません。（＝収益を上げることができません。）そのため、研究成果の使用を希望されるパートナー企業に対しては、本学の知的貢献に係る対価として、研究成果の使用（実施）の対価のお支払いをお願いしております（共同研究経費とは別に、対価のお支払いをお願いしております）。

特に、知的財産権に係る発明の使用（実施）については、出願及び権利保全等に要する費用（以下、「出願等費用」という。）と共に、実施料をお支払いいただきます。

また、（発明として特定される）知的財産権以外の研究成果を使用される場合は、「商業目的」に限り、対価のお支払いをお願いしております。

この「商業目的」とは、（知的財産権に係る発明を除く）研究成果を使用されたことにより、直接的に収益に繋がる場合を想定しております。また、医薬品及び医療機器に関する（知的財産権に係る発明を除く）研究成果につきましては、臨床試験開始以降の研究成果の使用が対価の支払対象となります。

なお、「非商業目的」とは、例えば、以下のような場合です。

- ・社内での今後の事業展開等の検討資料としての活用
- ・社内（第三者との共同研究や共同開発ではなく）での研究活動における利用
- ・社外との共同研究や共同開発における社内の固有情報（秘密保持該当事項）

#### （５）不実施補償について

パートナー企業が共同研究に基づく知的財産権を使用し収益を上げた場合、パートナー企業が自己に所属する発明者に対して補償金を支払うのと同様に、本学も自己に所属する発明者に対して補償金を支払う必要があります。本学が自ら商品化又は事業化することができない（＝収益を得る手立てがない）こと、及び当該発明に対する本学の知的貢献を斟酌いただき、パートナー企業自らが非独占的な実施をされた場合であっても、本学に収益の一部を還元いただきたいと思います。

#### （６）「独占的实施権」「非独占的实施権」について

発明の出願時に独占的实施権（＝独占的通常実施権）または非独占的实施権を選択していただきます。独占的实施権を選択された場合、原則として、出願等費用、独占実施することへの対価としての一時金及び実施料をご負担いただきます。ただ、パートナー企業が独占的实施権に関する契約を締結した場合であっても、パートナー企業が発明を積極的に活用しようとしていないと推測できる場合は、一定期間（実施目標期間＝特許出願後５年間）を経た後、本学は第三者への非独占的なライセンスができるものとします。

また、パートナー企業が非独占的实施権を選択された場合であっても、関連技術や関連特許の状況又は関連市場環境を踏まえ、パートナー企業以外に実施することが困難であるような場合には、パートナー企業による実質的な独占実施であるとみなします。

#### （７）共同で所有する知的財産権の第三者への実施許諾について

本学の教職員等が創出した発明を広く速やかに社会に還元することは、大学法人の国民に対する責務です。従いまして、パートナー企業が当該発明に関する独占的实施権の許諾を受けていない場合は、当該研究成果を死蔵させることのないように第三者へのライセン

スを積極的に行うため、第三者への実施許諾については、パートナー企業の同意を、不要といたします。パートナー企業において事業開発や商品戦略等の方針に懸念が生じる場合は、独占的实施権を選択するようにしてください。

(8) 本学が発明に基づく知的財産権を承継しない場合の取り扱いについて

本学では、発明が創出された場合は、学内規定により、学内発明者から発明に係る知的財産権を、原則、職務発明として大学（機関）に帰属することにしておりますが、学内発明者から当該知的財産権を承継するにあたっては、ライセンスの可能性（産業界において活用される可能性）を重視いたします。そのため、パートナー企業が知的財産権の実施を予定している場合は、原則として、本学は当該権利を承継いたします。

しかしながら、パートナー企業を含む産業界において、活用されることが予想できないような場合には、本学は当該権利を承継いたしません。この場合、当該権利は、特許法に基づき、発明者個人に帰属することとなります。

以上